

国家公安委員会規則第四号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十三条第九項の規定に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則

（捜査研修室の設置）

第一条 警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターに、捜査研修室を置く。

（捜査研修室の所掌事務）

第二条 捜査研修室においては、警察法施行規則第八十三条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（研修室長）

第三条 捜査研修室に、研修室長を置く。

2 研修室長は、命を受け、捜査研修室の事務を掌理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(警察大学校警察情報通信研究センターの内部組織に関する規則の一部改正)

2 警察大学校警察情報通信研究センターの内部組織に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「四研究室」を「三研究室」に改め、「応用第三研究室」を削る。

第三条中「及び応用第三研究室」を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とする。